

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 令和2年11月20日（金）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（なみき14・15）
- 3 出席者 鯉渕教育長 大場委員 中村委員 森委員 木村委員 四王天委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和2年11月20日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果等について

3 審議案件

教委第42号議案 横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会委員の任命について

教委第43号議案 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正
に関する意見の申出について

教委第44号議案 教職員の人事について

教委第45号議案 教職員の人事について

教委第46号議案 教職員の人事について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長 それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。本日もコロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクを着用しております。

初めに、会議録の承認を行います。10月16日の会議録の署名者は、中村委員と木村委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

鯉渕教育長 それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、11月6日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長 【一般報告】

1 市会関係

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、前回の教育委員会定例会から本日までの間についての報告はございません。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○11/11～13 クラシックバレエ鑑賞会「心の教育 バレエの世界」

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

○いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果等について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、11月11日から13日までの3日間、バレエ鑑賞会「心の教育 バレエの世界」の第2クールが関内ホールを会場として行われ、11日には中村委員、四王天委員が、13日には林市長、鯉渕教育長が視察されました。子供たちはすばらしい舞台に魅了されたようで、食い入るように見つめ、大きな拍手を送っておりました。このバレエ鑑賞会につきましては、この後の「新型コロナウイルス感染症への対応について」の中でも所管課から報告いたします。

次に、報告事項として、所管課から2点報告させていただきます。まず1点目ですが、「新型コロナウイルス感染症への対応について」、2点目は、「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果等について」、報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了いたしました。御意見・御質問等はございますか。

中村委員

ありがとうございました。先日、クラシックバレエ鑑賞会に参加させていただきました。新型コロナウイルス感染症については後ほどお話がありますのであえてしませんが、非常に配慮をしていただいた中で、子供たちも密を避けて、ホール全体としては人数が少なく寂しい感じでしたが、ハートフルルームの子供たちも参加できていて、とても良い鑑賞会になりました。昨年もそうでしたが、やはり今年もほとんどの子供たちが初めて参加するというので、本当に食い入るように見ていました。昨年は「すごい」とか「わー」とかという声結構上がっていましたが、今年はこのような状況でしたので、子供たちは自分の心が動いたなと思うところで拍手しておりまして、いわゆるバレエのここで拍手をするみたいな、そういう決めたところでも、子供たちが本当に感動しながら見ているんだということがよく伝わってきました。先ほども申しあげましたが、初めてバレエを見る子供たちがほとんどでしたので、ぜひ教育委員会として、4年生でバレエ鑑賞会という本物に触れる機会をこれからも大事にさせていただきたいと思っております。以上です。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。それでは、「新型コロナウイルス感染症への対応について」、所管課から御報告いたします。

直井学校教育
企画部長

学校教育企画部長の直井でございます。それでは、「新型コロナウイルス感染症への対応について」御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。

まず初めに、「1 学校の様子について」ですが、先ほど小椋教育次長からも報告がありましたが、横浜市主催行事である「令和2年度 心の教育 バレエの世界」を実施いたしましたので、御報告させていただきます。「(1) 実施日」ですが、資料のとおり、第1から第3クールに分けて、10月28日から来年1月25日までの10日間で18公演を実施いたします。そのうち、第2クールまで実施いたしました。「(2) 会場」ですが、昨年同様に関内ホールで行っております。

「(4) 感染拡大防止の措置等について」ですが、まず1点目に、入場者数をホール定員の50%以下に制限しました。具体的には、1公演につき500人程度になるようにしています。2点目ですが、座席を一つおきとして、使用する前後左右の座席を空席とする工夫をしています。3点目ですが、座席でもマスクを着用し、入館時の手指の消毒を行っています。4点目ですが、学校ごとに時間差をつけて入館・退館させることで、児童が密集する状態を避けるようにしています。最後に、事前に参加意向調査を行い、希望校のみの参加といたしました。「(5) 参加した児童・教員の感想」ですが、今年度参加した学校から提出された感想から一部抜粋したのになります。「初めてバレエを見て素敵な経験になった。」「言葉を使わなくても体の動きだけで感情を伝えられることが分かった。」「音楽や楽器と動きを合わせると感動する。」「感染症対策がしっかり取られていて、安心して鑑賞することができた。」「自分もやってみたいという心の成長を促すとともに、表現に対する視野が広がる学習になった。」などの感想が寄せられています。

私からの説明は以上になります。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部長の前田でございます。続きまして「2 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況」です。前回の報告以降の教職員の感染者は2人、児童生徒の感染者は19人です。全国的に感染が広がる中、学校においても影響を受

けておりまして、PCR検査を受ける児童生徒は多くなっています。今のところ、9月に1件、学校内での感染が発生しましたが、それ以降は学校内での感染拡大は起きておりません。なお、11月18日時点ですが、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は15人、児童生徒の感染者は120人、児童生徒が発症した校数は90校となっております。報告は以上でございます。

鯉渕教育長 説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等がございますか。

森委員 御報告ありがとうございます。まず1点目ですけれども、第3クールが1月から何回かあると思います。今これだけ感染が広がっている中で、どういうときに取りやめるかなどの基準があるかどうかということをお聞かせください。

直井学校教育企画部長 残念ながら感染者が増えてきている状況がありますが、子供たちに本物を見る、体験するということはしてほしいことですので、実施できることは実施していきたいと考えています。もちろん無理やりにでも実施するというのではなくて、参加についての可否は学校で決めていただきたいですし、全体的にも例えば残念ながら緊急事態宣言という状況になるとか、今はホールの2分の1程度ということでやっていますけれども、それがなかなか難しい状況になるとか、そういう状況を注視しながら横浜市としても考えていきたいと考えています。

鯉渕教育長 ほかに。

森委員 あともう一つ「2 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況」で、濃厚接触者であったりとか陽性になってしまう児童が出てきたときに、学校を休まざるを得ない状況になると思います。そのときに、戻った後ですとか、その間のメンタル面でのケアですとか学習面でのケアというのをどのようにされているかということをお聞かせいただければと思います。

前田人権健康教育部長 例えば子供の感染が判明した場合ですとか、濃厚接触者に特定された場合については、何よりも一番はそのお子さんの人権、また心のケアを大切に学校は対応させていただいています。誰もが感染する可能性があるですとか、感染者が悪いわけではなくてみんなでそこを応援していこうというようなことにも触れながら、戻ってきた場合にまた学校生活のスタートを円滑にできるように支援しております。

直井学校教育企画部長 学習面については、とにかく病気を治すことがもちろん中心ですので、できる範囲ですけれども、現時点では課題を渡したり登校後にそれを見たり、少しフォローするというようなことを各学校で個別にやっている状況です。この後、様々オンラインなどの、動画で双方向の学習ができるような準備を今教育委員会事務局でしているところです。道具の問題もありますし、動画の作成状況についても今後なるべく急いでやっていって、子供たちが学習に不安のないように、保護者の方に不安がないように、いろいろな対応をしていきたいと思っています。

森委員 長期間に休まざるを得ないときは、お子さんもそうですし、御家族の皆さんも不安に思うことがたくさんあると思いますので、引き続き先生や学校から丁寧なフォローをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

鯉渕教育長	ほかにかがででしょうか。
木村委員	全体的に一気に感染者数が増えていますけれども、横浜市の学校でここ数か月で一気に増えたとか、そういった傾向はあるのですか。
前田人権健康 教育部長	具体的な数字等は控えさせていただきますけれども、この1、2週については感染状況が増加傾向にあります。また、そこに関わるPCR検査も、家庭由来のお子さんを含めて増加傾向にあると思います。
鯉渕教育長	よろしいでしょうか。特になければ、次の「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果等について」、所管課から御報告いたします。
前田人権健康 教育部長	人権健康教育部長の前田でございます。「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果等について」御報告いたします。横浜市いじめ問題専門委員会及び学校いじめ防止対策委員会から、調査報告書が提出されました。件数は小学校、中学校それぞれ1件ずつとなっております。また、このほかにいじめ重大事態1件が調査終了となりましたので、合計3件について御報告いたします。所管の課長より報告させていただきます。
加納人権教育・児童生徒 課担当課長	<p>人権教育・児童生徒課担当課長の加納です。よろしくお願いたします。それではまず、r中学校の概要について説明させていただきます。お手元の資料の3ページを御覧ください。</p> <p>「1 事案の概要」でございますが、本件は、平成30年度当時中学2年生の男子生徒が、SNS上のクラスのグループが従来のものとは別に新しく作られ、自分が外されていると感じ、3年生に進級後の4月下旬頃から不登校に至ったという事案でございます。当該生徒は不登校の状態のまま当該中学校を卒業した後、高校に進学しています。</p> <p>次に「3 調査結果」の「(1) いじめの事実について」でございます。同じページの一番下の行になりますけれども、関係生徒A、Bを中心に関係生徒Cを含む複数の生徒がSNSグループから抜け、新SNSグループを作成した行為によって当該生徒は心身の苦痛を受けており、法律上のいじめに該当するとされております。</p> <p>少しページが飛びますけれども、5ページの中段を御覧ください。「イ 学校対応の問題点」でございます。「(ア) 対応方法について」では、第2段落にありますとおり、平成31年1月下旬に、当該生徒保護者から担任に相談があった際、担任は学年主任や管理職に情報共有していたものの、担任主導で対応を取っていました。既に相談があった事案であることから、遅くともその時点で学校全体での共有を開始して組織的な対応を取るべきであり、それ以前の経過や当時の当該生徒の置かれている環境等に鑑みると、少なくとも当該生徒保護者への対応は、担任以外の教職員に分担させることが望ましかったとされております。</p> <p>次に「(イ) 当該生徒への声かけについて」ですが、当該生徒は、学校において、2、3年生時の各担任から当該生徒保護者の行為についてとがめるような問いかけをされたことで、特に傷ついたと述べております。この保護者の行為というのは、保護者が教室に入って生徒らの前で怒鳴ったりした行為を指します。3年生時の担任としましては、学校生活において当該生徒が嫌な思いをしないようにとの思い、また当該生徒が保護者らの行動から萎縮してしまっただけではないかという心配からの声かけではありましたが、当該生徒がいじめを訴え、実際にい</p>

じめとされる事案を学校でも認知していたことなどを考慮しますと、このような声かけは慎重に行うべきであったと指摘されております。

続きまして、6ページに移ります。下段の「4 再発防止策」を御覧ください。

「(1) いじめについて」です。本件のいじめは、SNS上で行われてはいるものの、いわゆる仲間外しをしたものであるとしまして、7ページに移りまして、学校全体でいじめについての理解を深めるために、弁護士等の外部機関によるいじめ予防授業の実施や、その内容を受けた道徳の授業や学級活動の時間、総合的学習の時間などを活用すべきとしています。また、SNSについては、生徒に対して取扱いの注意喚起を行うとともに、保護者にもSNSの危険性について理解を促すなど、協力が得られるよう推進していくべきとしています。

次に「(2) 学校の対応について」の「ア 情報共有について」です。2段落目にありますとおり、いじめの訴えがあった時点で、複数の教職員により検討をした上で、スクールカウンセラーや教育相談の活用、保護者から話を聞く教職員を担任とは別にするなど対応を徹底すること、次の「イ 学校全体での対応について」では、生徒の訴えを契機に、学級内での人間関係などの把握に努め、生徒の置かれている状況をアセスメントし、学校全体での当該生徒への支援方針を検討すべきとしています。

さらに「(3) 保護者対応について」では、7ページから8ページにかけて、学校は、保護者への対応について、ふだんから教職員に向けて手順を示し、研修を重ねること、また次の中段の「(4) 事後対応について」では、保護者等の対応の際に、学校だけでは対応が困難な可能性がある場合、所管する学校教育事務所に契約する弁護士等への相談をより迅速に行い、法律的な観点からのアドバイスを受けて対応すること、教室への侵入行為や生徒らへの加害行為に対して、その場の対処方法や事後の対処方法について、教育委員会事務局が中心となって校長研修等を行うことが提言されております。

r 中学校につきましては以上でございます。

宮生 人権教育・児童生徒課担当課長

人権教育・児童生徒課担当課長の宮生です。それでは続いて、s 小学校について御説明します。資料の9ページを御覧ください。

「1 事案の概要」ですが、本件は、平成30年度当時小学6年生の男子児童の保護者が、当該児童が小学校1年生であった25年度から、担任の指導を契機に、長期にわたり同級生の男子児童複数にいじめられ、その後も関係児童らの行為、発言に加え、学校の対応により心身に重大な被害が生じ、30年12月中旬から欠席し、31年1月以降は不登校となったと申し出た事案です。当該児童は当該小学校を卒業し、中学校に進学しています。

次に「3 答申(調査結果)」の「(1) いじめの事実について」です。これから説明させていただく行為については、法律上のいじめと認定されています。中段になりますが、「ア 1年生時～4年生時」では、2年生時、当該児童は、誰がやったかは分かりませんが、ランドセルを引っ張られる等の下校時のトラブルに関する行為です。

「イ 5年生時」の「(ア) 悪口」では、時期や回数は具体的には確認できないものの、関係児童A、B、C、D及びEを含む同級生の児童らが当該児童に対し、「ゴリラ」「きもい」「臭い」と言った行為です。続いて10ページの2段落目の「(イ) ボール当て遊びの件」を御覧ください。当該児童がボール当てに加わった際、少なくとも1度、ボールが回されなかったり、または自分が投げたボールがほかの児童に当たらなかったりし、そのことを関係児童C及びEを含む同級生の児童らにはやしたてられた行為。「(ウ) 暴力」ですが、当該児童が洗っ

ていた牛乳パックの水が飛び散ったことを理由に関係児童Cが当該児童の股間を蹴ったことや、関係児童Eが関係児童Cに対し、当該児童がそのような発言をしていないにもかかわらず、「当該児童がやってもいいと言っている」と発言し、これを聞いた関係児童Cが当該児童の股間をグーで殴ったこと、ボール当て遊びの際に当該児童が関係児童らからからかわれたことをきっかけに休み時間直後の掃除の時間にトラブルとなり、関係児童Dが当該児童のでん部を箒で叩いた行為。「(エ) 持ち物に関する行為」ですが、関係児童A、B、C、D及びEが、少なくとも複数回、当該児童の持ち物を取り上げ、関係児童ら間でパスし合って当該児童に返さなかったり、取り上げた当該児童の持ち物をごみ箱に入れたりした行為。「(オ) 果物を投げつけられた件」は10ページから11ページにかかりま

すけれども、当該児童が関係児童Bから熟した果物を投げつけられた行為。「(カ) 個人情報をばらすと言われた件」ですが、同じ塾に通う当該小学校の同学年の児童らから、当該児童が秘匿にしておきたかった個人情報を当該小学校でばらす等と言われた行為。「(キ) 嘘の発言」ですが、当該児童は触っていないのに同級生の女子児童のでん部を触ったと大騒ぎされた行為。「(ク) スポンジの件」ですが、大掃除の際に関係児童Bが、当該児童の首筋辺りで使用済みの洗剤水を含んだスポンジを絞った行為。

次に「ウ 6年生時」の「(ア) 悪口」では、11ページから12ページにかかりませんが、関係児童Bが、当該児童がいない場で当該児童について「うざい」「マザコン」等と発言したり、そうした関係児童Bの発言を周辺児童らが当該児童に伝えたりした行為。「(イ) ランドセルの画びょうの件」ですが、誰が刺したかについては不明ですが、当該児童のランドセルに画びょうが刺された行為。

「(ウ) 運動会の際の件」ですが、当該児童は関係児童Cから嫌がらせを受けていた児童をかばった上で、関係児童Cに対し、「お前にいじめられたこと忘れてないからな」と言ったところ、関係児童Cは、「覚えていたっていいし」という趣旨の発言をした行為。「エ その他」としては、全てについていじめの認定をすることは困難でありましたが、当該児童が受けたいじめが、認定された事実以外になかったと理解することはできないとされています。

続いて13ページ「(2) 当該小学校の対応について」の「ア 児童・保護者への対応」を御覧ください。1段落目のとおり、当該小学校は当該児童に配慮をもって対応しようとしたが、学校生活にまだ慣れていない1年生に対して、どうすべきだったのかなどを丁寧に的確に指導することができなかったことが、当該児童の不安や困り感を生んだと考えられます。中段のとおり、当該児童及びその保護者は、低学年時の教職員の指導によって、周囲の児童から「いじめていい子」というように捉えられ、いじめを受けたと訴えています。一般的に、小学校入学期から集団生活が本格的にスタートし、児童はよりよい集団生活を行うためにはどうしたらよいかを考え、児童を指導する担任等も、よりよい集団づくり、学級づくりを行うために、一定の枠を定め、それを守るように児童に指導をしています。しかし、一人ひとりの児童を大切にすることよりも集団づくりに重きをおけば、周囲の児童が、集団の枠に入ることができなかった一人の児童に対して、その児童の気持ちを考えることなく、みんなで注意をすることも是となる状況が生まれます。そのことによって当該児童が苦しんでしまった可能性があるのではないかとされています。3段落目のとおりですが、当該児童保護者は、2年生時及び3年生時に、いじめを理由に当該小学校を転校させたいと当該小学校に申出を行ったが、当該小学校に許可をもらえなかったと述べています。そうであれば、当該小学校は、当該児童保護者が転校まで考えていることを重く受け止め、その思いを十分に聴き、当該児童及びその保護者の置かれている状況を踏まえ

て、指定地区外への転校を検討する必要があったとされています。14ページの1段落目のおり、4年生までは、学校いじめ防止対策委員会等の組織で共有されることもなかったことから、当該児童や周辺児童への指導や支援が組織的に行われたり、引き継がれたりすることなく、その結果、5、6年生に進級した後においていじめが悪化し、当該児童が苦しむこととなってしまったと考えられるとされています。3段落目のおり、当該児童が校長にいじめの相談をした際の、当該児童が不利な立場になるという趣旨の校長の言葉は、当該児童をさらに失望させてしまったと考えられ、長い経過の中で生じた当該児童及びその保護者の苦しみに思いをはせて対応すべきであったのではないかと考えられるとされています。

次に「イ 組織的な対応」ですが、中段のあたりです。クラス編成等で当該児童に対するいじめ防止を図りましたが、全教職員で組織的に向き合わず、個の力による場当たりの対応に終始してしまいました。学校いじめ防止対策委員会が当該小学校では常設されておらず、その結果、組織的な対応がなされず、当該小学校全体の問題として捉えていなかったり、個の力による場当たりの対応に終始していたと考えられるとされています。15ページの2段落目ですが、学校組織は、全教職員で全ての児童生徒を育てるのが基本です。当該小学校は全教職員がスクラムを組んだ連携的な児童支援体制が組まれていなかったとされています。中段のあたり、当該児童によると、当該児童は5年生のときに「死にたい」「消えたい」と発言したことがありましたが、養護教諭は当該児童のつらい思いを受け止め、励ますことにとどまり、児童らの様子について情報共有や支援検討会等が活用されることがなかったとされています。下段あたり、校長の異動に伴う引継ぎについても、当該小学校全体がいじめへの認識が甘く、また学校いじめ防止対策委員会においても記録の共有などが行われていなかったために、当該児童のいじめを当該小学校全体の問題として捉えていなかったとされています。

次に「(3) 教育委員会事務局の対応」ですが、16ページの1段落目です。その段階で直ちにスクールソーシャルワーカーを当該小学校に派遣し、事案の整理、対応策の検証を行ったり、スクールカウンセラーを派遣し、当該児童及びその保護者に対する面談を重ねたりしていくなどの策を取り、当該小学校が当該児童及びその保護者にしっかりと向き合い、信頼関係を築くことができるように指導・助言を適切に行うべきであったとされています。当該小学校の教職員のいじめに対する指導力をより高めるために、教育委員会が当該小学校の教職員に対し研修を行うなどして、当該児童や当該児童保護者にとってどのような支援が必要なのかを指導・助言したり、いじめについての定義や学校組織で取り組むことの重要性について指導したりすることが必要であったとも書かれています。

下段のあたり、「(4) 今後の対応と再発防止について」ですが、「ア 相談体制のさらなる充実に努めること」。17ページの中段、「イ 学校は、いじめの行為に対する謝罪を行う際は背景を十分に把握した上で、適宜に情報の提供及び綿密な連携を行うこと」。「ウ 学校は、組織的マネジメントを意識し、教職員全体のいじめ行為に対する認識を深め、進級時や日常的な引継ぎに関する情報共有の方法を定めるよう努めること」。18ページ、「エ 学校は、必要に応じて、早期に医療機関や福祉機関等の外部専門機関との連携を行うこと」。「オ 学校いじめ防止対策委員会の効果的な運用」。「カ いわゆる『学級崩壊』を招かない学校づくり」。「キ だれもが安心して学ぶことができるあたたかい授業づくり」。19ページの中段、「ク 教育委員会は、全市教職員の状況を把握し、必要に応じて、専門性を高める研修を行うこと」となっています。

最後に、下段あたり「(5) おわりに」ですが、当該児童は現在中学校2年生ですが、当該児童保護者によると、中学生になった今もなお、重度のストレス障

害との診断を受けて通院を続けており、小学校のときに長い歳月に渡って受けた傷が癒えることはなく、心身への影響が残り苦しんでいるとのこと。当該小学校に対しては、本来受けられたであろう教育を受けることができなかつた当該児童の悲しさやつらさ、保護者及び御家族の思いを受け止め、猛省することを促したいとされています。今後、教育委員会に対しては、継続的に当該児童保護者と連絡を取り、当該児童を注意深く見守っていく必要があります、当該児童が安定した学校生活を送れるように家庭や学校と連携した取組をしていくこと、さらに、二度とこうしたいじめや学校の対応に苦しむ当該児童、保護者を出さないために、全ての学校において、教職員がスクラムを組んで、一人ひとり欠かさずことなく全ての子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、再発防止策の徹底に向けた指導・助言をしていくことが強く望まれるとなっています。

調査結果の報告は以上になります。

次に、いじめ重大事態小学校1件の調査終了について御説明します。本件についての資料はありません。本件調査は、本年6月から調査を開始しましたが、当該児童保護者から、調査継続が当該児童のストレスであり、調査を終了してほしい旨の申出があり、当該児童への配慮を最優先に考え、調査を終了することとしました。

最後に、1ページにお戻りください。いじめ重大事態の調査件数ですが、中段の表のとおり、本日報告した3件が終了となりましたので、調査中の件数は7件から4件になり、調査終了は合計21件となりました。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。

四王天委員

最初のr中学校についてですが、この案件に関しましては二つの要素があると思っております。まず一つは、SNS上で仲間外しをしたもの、もう一つは保護者への対応に対する当該生徒の反応の二つがあるかと思ひます。SNS上でのトラブルというのは、比較的新しいいじめの形態のもので、これから増加が予想される種類のものだと思ひます。SNSでのトラブルに関しては、将来的に大人になつてもまた発生する可能性があるため、弁護士などの外部機関によりいじめ予防のレクチャーを受けるとか、またその内容を受けて、中学では道徳の授業をこれから重視していきますので、その中でもきちんと取り入れてやってほしいということがあります。端末を使うわけですから、保護者が端末を与える方になると思ひます。なので、そのときに保護者の方の御協力を得て、使用上の約束事、それからやはり危険性があるということをよく親子で話し合つて使用していただきたいなというところがあります。それと、中学校3年生になつて彼が比較的新しいステージで授業に臨めるようになったにもかかわらず、一部の教員の方が保護者の行動についてどうかというようなことを、これは悪意があつて聞いたわけではなくて、本人の気持ちをもう一度確認したかつたということで発した質問でしょうけれども、先生の質問力が下手であつたといひますか、スキルが弱くて、自分の本意が生徒にちゃんと伝わつておらず、皮肉なことにこれがまた逆の方向に捉えられてしまう。そのような状況になつてしまったことは大いに反省すべきことだと思ひます。なので、先生も生徒に対する言ひ方、伝え方のスキルをもつと上げていっていただかないと、また同じことが起きると思ひます。それと最後に、彼は空白の中学校3年生という1年間を不登校という形で過ごさざるを得なかつたのですが、それにもめげず、今度は新しく高校生活に入られて、ぜひそこで空白の1年間を取り戻すべく心機一転して活躍していただけることを私は切に

望んでおります。以上です。

鯉渕教育長 御意見ということでよろしいでしょうか。

四王天委員 はい。

鯉渕教育長 ほかに何かございますか。

森委員 報告の19ページの最後から2段目の段落に「当該児童の悲しさや辛さ、本来であれば小学校生活の思い出を振り返り、喜ばしい気持ちで迎えることができたであろう卒業式にも心ならずも参加できなかった当該児童、保護者及び御家族の思いを受け止め、猛省することを促したい」とあります。本当にこのとおりだと思います。これだけ情報共有が大事、支援の体系化が大事と言いながら、こういうことが起きてしまったのはなぜなのかということを考えなければいけないと思います。s小学校の当該児童につきましては、これだけ長い経緯の中で、当該児童はもちろんですけれども、保護者の方が苦しんだこと、その後の学校の対応でもまたさらに苦しんだことというのは、つらかったらと思います。子供たちが安心して学校生活を送るためにも、学校では、例えば先生自身が聞いたこと、見たことだけで判断せずに、保護者が感じていること、見たことにも耳を傾けて理解するという。あとは連携を密に取っていくことですか、子供をチームで、複数の先生で見守っていくことをしていかなければならないと思います。今回、調査が終了したと御報告でありましたけれども、終了したから終わりという話ではないと思いますので、この報告書にもありましたが、認定された事実以外にもなかったと理解することはできないということですか、引き続きこの後も支援が必要なケースもあると思いますので、再発防止の取組を進めるということと、引き続き見守りと支援をお願いしたいと思います。

r中学校につきましても、2点ございます。まず、初期の対応が本当に大事だということと、いじめの訴えがあったときに複数の先生で対応するという。この二つを徹底していただけるようにお願いしたいと思います。

鯉渕教育長 御意見ということで。ほかにいかがでしょうか。

大場委員 質問兼意見です。今回はr中学校とs小学校の報告・公表ということになりましたが、両方に残念ながら共通しているのは何かというと、組織プレーができなかったというのか足りなかったというのか、やはりここなのだろうなと思います。こういう言い方をすると失礼かもしれませんが、学校に限らずどの組織であっても、多分自分の段階でこの案件は処理できるだろうと思って、性善説に立ってぎりぎりまで自分一人で精いっぱい努めるわけです。精いっぱい努めますが、何らかの事態でさらに厳しい方向に動いてしまって、自分一人の力ではできなくて初めてそこで、学校で言えば生徒指導専任の方であるとか副校長や校長に話が上がっていくと。やはり両方とも早い時期から組織プレーをして、組織の中でのいろいろな視点、多角的な視点でものを見ていけば、もう少し事態を改善できたのではないかという感じを受けます。そういう意味で、特にs小学校は常設で学校いじめ防止対策委員会を設置していなかったというお話でしたが、今までこういういじめ防止案件があると、あるいはいじめ防止の事例報告等があると、学校での防止委員会は月に1回以上必ず開いていますというのが定例的な報告になっていました。どうもこういう事例を見てしまうと、その報告はどうかなという気に

なってしまいます。形式的に学校いじめ防止対策委員会を開くだけでなく、お互いに本当に必要な情報を共有し合うという姿勢で学校の組織プレーをきちんとしていくことが、今回の二つの事例から問われてくるのだらうと思います。

たしか平成29年3月に1件目のいじめの事案を受けて、いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書が取りまとめられて、再発防止に向けたいろいろな取組を各学校でしていこうという中で、組織プレーをきちんとしていこうということをお互いに申し合わせたわけですが、今回の2件の報告プラス1件終了で、21件が終了という扱いになりますけれども、終了の扱いがほかの学校の人たちにも当然公表版が配られて、こういう事例がr中学校やs小学校であったのだということ、他の学校が自らの問題としてきちんと受け止めることが大事だらうと思います。長くなって申し訳ありませんが、例えば学校を超えて校長会などの横断的な組織でももちろんやられているでしょうけれども、各学校でもぜひ今回の2件の事案について、自分の学校でこういう事例は起きないだらうか、あるいは自分の学校に置き換えてどうだらうという検証をぜひしてほしいです。今日でなくてもいいですが、できたら、ある学校では「こんな検証の仕方をしているよ」など、いじめ重大事態の公表版を受けて、こんな検証の仕方をしている学校があるという顕著な事例があったら、また次の機会にアナウンスしてほしいと思います。質問というか、私の意見で申し訳ないですけれども、ぜひ組織プレーをする。特にs小学校のことは、後半の16ページから今後の対応と再発防止策で、「ア 相談体制の更なる充実に努めること」から順次、項目ごとに必要な取組が書かれていると思うので、ぜひこれを全校でもう一度点検してもらおうという機会に今回はしてほしいと思います。意見です。

鯉淵教育長

取りあえず「一般的にはこういうようなことをやっています」など説明をお願いします。詳細はまた次の機会ということでよろしいと思います。

宮生人権教育・児童生徒課担当課長

今までも公表後、全校に公表版を基に検証を行うよう発信しております。今回の事案についてもしっかりと振り返るために発信し、全職員がこういったことを二度と出さないようにという視点でもう一回検証できるようにしていきたいと思っております。

鯉淵教育長

ほかに。

森委員

これまでも検証してきて、それでまた起きてしまっているということならば、また違ったやり方での検証などもぜひ御検討いただければと思います。

宮生人権教育・児童生徒課担当課長

検討していきたいと思っております。

中村委員

大場委員のお話と重なるところがありますが、r中学校の場合もs小学校の場合も、なぜ学校組織として対応できなかったのだらうかということ、例えば管理職の指導力がなかったのか、それとも教職員同士がうまく連携できるような人間関係がなかったのか、その辺をはっきりさせていかないと、嫌というほど「組織的な対応が必要です」と言われているのに、またこういう事例が繰り返されているということ、を本当に残念に思います。多分学校の風土みたいなものもあると思うので、そのあたりをきちんと見つめていくことが大事かと思っております。特

にs小学校の場合には、小学校1年生から卒業まで、本当に長期にわたっていじめが繰り返されていて、しかも今もお医者さんに通っていらっしゃるということなので、本当にどれほどつらかったらうかということで、生徒さんや保護者の方の苦しみは察するに余りがあります。公表版では13ページから14ページにかけて、当該児童や保護者が教職員に相談をしています、その場の指導のみで終わっており、いじめの疑いがあるという認識をしていないなどと書かれています。しかし、例えば担任の先生の指導がいじめを容認するようになったとか、あるいは校長先生の言葉とかを見ますと、本当に言葉を失います。やはり教職員には、訴えを丁寧に聞いて、当該児童や保護者の苦しみや悲しみをどれだけ想像して共感できるかという力ですとか、これはいじめなのだということをしっかり見極める感性が求められているのではないかと思います。公表版では16ページで「児童生徒の訴えの意味を十分に受け止めたのかを吟味し、対応を依頼した他の教職員と連絡をとり」うんぬんと書いてあり、訴えの内容を一人で判断せずに、複数の教職員で確認してから対処方法を決めるなど、組織的に丁寧な対応に努めてほしいとつくづく思います。これも公表版に書いてありますけれども、前々から言われていますが、誰にとっても居場所があり、安心して過ごせる学級や学校であってほしいと思いますし、今日11月20日は世界子どもの日です。本当に改めて一人ひとりの子供の持っている特性ですとか個性が尊重されて、伸び伸びと自分らしく生活できる学級や学校であってほしいということを強く望みたいと思います。意見です。

木村委員

いろいろなことをメモしたので飛んでしまうかもしれませんが、やはりこういった事態は憂慮すべきことで、しっかり真摯に反省する必要があると思っています。よくチームと言われますけれども、組織、集団、チーム、学校とは何か、もう一度僕たちは考えるべきではないかと思います。よくいろいろな研修会でいわれる、「学校のために」とか「クラスのために」ではなくて、「クラスと共に」とか、そういった時代に入っていると思います。スポーツなんかでもそうですけれども、有機的なつながりを持ったチーム、つまり個々がそれぞれの特性、やりたいことがしっかり保障されて、いざとなったときにみんなで固まって大きな力が出る。そのためには、今はよくダイバーシティーと言われているのに、自分たちに合わないものを排除するなど、そういったことが本当に全体的なところで検証されているのか。公表版の19ページで様々な研修のことも書いてありますけれども、この中身をもうちょっと精選する必要があると思っています。子供は、特に小学生は、大人のミニチュア版ではありません。大人のサイズを小さくしたのが子供ではありません。発育・発達も全く違います。そこを教師がしっかり理解すること。こういうことが起こったときに、未然にどう防ぐか、今起こったことへの対処をどうするか、未来の子供たちをどうケアしてあげるかということが大事ですが、往々にして木を見て森を見ないと言いますけれども、ここにばかり焦点が集まってしまうと、全体が見えません。本当はそういったことを含めた管理職のマネジメントが絶対に必要だと思います。これを見てみると、中学校も小学校もどういった聴き取りをして、そこに校長がどう関わっていたかという、場のマネジメントが見えません。あるいは、どういった人を配置したかという、人のマネジメントも見えません。様々な情報はありますよね。言った言わない、本当かどうか。情報のマネジメントもできない。基本中の基本であるマネジメントをどう考えたかというのも見えてこないところがあると思います。とある先生が、「そうは言っても現場は」と言うのです。語るは理想、やるべきは現実と言いますけれども、理想のない人は現場、現実でも何も次の展開に行きません。僕たち

教育に携わる者は、理想を持ってあたって、現場にどう落とせるかというのが勝負だと思っています。

そのためにも、様々なことがありますけれども、言葉がものすごく大事だと思います。言葉をどう使うか。「何々君、分かった？」の一言のトーンとか使い方、場によって感じ方は全然違うと思っています。19ページに「コミュニケーションスキルを」と書いてありますが、これは話し方がうまいだけではありません。僕なんか思うのは、どんなときでも正面から何を言っても人間関係が崩れないようにすることができるのがコミュニケーションスキルだと思っています。そのためにはただの言葉を発するだけではなくて、人対人を見るところ。特に小学生、中学生は大人と違います。そこを読み取ってどう対応できるかということが、今後の研修の中にどれだけ入れられるかということになると思います。あと、教師、特に管理職は、僕は翻訳者だと思っています。洋画もどう翻訳するかで面白いつまらないが決まってきます。公表版にいろいろありますけれども、これを小学生に読んで理解しろというのはできるわけがないです。これを教師なり誰かが分かりやすく納得いくようにどううまく翻訳できるか、伝えることができるか。こういったことも一つ大事だと思っています。

長くなってしまいましたけれども、これから研修するときに、何が本当に必要なのか、表面的な法規などだけではなくて、ケーススタディーを使って、10人いれば10人違うはずなので、その10人にどのようにうまく対応できるか、ここを作る研修が必要になってくると僕は思います。残念ながら、過去に起こった事実は絶対に変わりません。ただし、その被害を受けた子のいろいろな学びとか経験、そしていろいろな人のアドバイスの中で、過去の事実の解釈は変えられると思います。本当に誰も接してくれなくて、相手をしてくれなくて、認めてくれないという事実でネガティブな解釈をすればトラウマにもなるし、挫折にもなります。でも、それをそうではなくて、大人みんなが、教師が、社会が、より関わってあげることによって、その事実のポジティブな解釈になったり、きついけれども次へ行くためのステップになる可能性があります。そのために、今後、私たち教育委員会も含めてどう対応していくか、ここが本当に望まれていると思っています。起きてはいけませんが、いろいろなところでいじめは起きます。起きたときに慌てない、焦らない、諦めない。そして、決して侮っては駄目です。常に僕たち教師は見られています。そこは当たり前宿命としてしっかり対応すべきかなと。

全て意見になってしまいましたけれども、ちょっとだけ質問を一つ。どういう研修をやられているのでしょうか。簡単でよろしいので、研修というのが僕は一つのみそだと思いますけれども、一つでも事例があればお願いします。

宮生人権教育・児童生徒課担当課長

研修の仕方ですけれども、まず職員が一堂に会して学校で一人がリーダーとなって研修を行う場合、それからグループディスカッションを通してやる場合があります。また、代表者である生徒指導専任、児童支援専任が集まっていじめの再発防止に対して研修して、それを各学校に講義形式で返していく、そういうやり方もあります。それから、先ほど話に出ていました学校管理職向けの研修、または主幹教諭であったりミドルリーダー向けの研修、そこでも必ずいじめをテーマとして研修をしていくなど、そういうことをここ3年ぐらいはずっと続けてきています。先ほどありましたように、それでも起きているということはしっかり受け止めて、今頂いた意見を基に、さらなる実効力のある研修ができるようにしていきたいと思っています。よろしくお願いします。以上です。

木村委員

ありがとうございます。学校の管理職はものすごく大事な部分だと思います。

例えば管理職試験に受かった方が一回外部の研修期間で受けてから管理職になるとか、なかなか配置的に難しい可能性はありますが、そういった思い切った取組も必要なのかなと思います。以上です。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第42号議案「横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会委員の任命について」、教委第44号議案「教職員の人事について」、教委第45号議案「教職員の人事について」、教委第46号議案「教職員の人事について」は人事案件のため、教委第43号議案「横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正に関する意見の申出について」は、議会の審議案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、教委第42号議案から教委第46号議案は非公開といたします。審議に移る前に、事務局から報告をお願いします。

齊藤総務課長

次回の教育委員会定例会は、12月7日月曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、12月18日金曜日の午後2時から開催する予定です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、12月7日月曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、12月18日金曜日の午後2時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第42号議案「横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

教委第43号議案「横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第44号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第45号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第46号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後1時40分]